

令和3年4月版

船員保険のしおり

病気やけがをされたときは、病院や診療所・薬局の窓口で、船員保険被保険者またはマイナンバーカード(健康保険証利用申請済みのもの)を提示いただき、一定割合の自己負担をお支払いいただくことで、必要な療養等が受けられます。

なお、正常な妊娠・出産や美容整形、健康診断など病気とみなされない場合は、

区分	窓口負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で ご確認ください

全国健康保険協会 船員保険部
船員保険
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo

船員保険の主な給付

高額療養費

●**月ごとの医療費の支払いが高額になったとき**
自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

自己負担限度額(70歳未満の方)

被保険者の所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上の方	252,600円+(かかった総 医療費-842,000円)×1%
標準報酬月額 53万円～79万円の方	167,400円+(かかった総 医療費-558,000円)×1%
標準報酬月額 28万円～50万円の方	80,100円+(かかった総 医療費-267,000円)×1%
標準報酬月額 26万円以下の方	57,600円
被保険者が市区町村民税 の非課税者等	35,400円

●限度額適用認定証●

70歳未満の方、および70歳以上で3割負担をしている一部の方の医療費が高額になるときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けていただき、病院等の窓口で提示いただくと、窓口負担を自己負担限度額までに軽減することができます。

詳しくは船員保険部までお問い合わせください。

療養費

●**やむを得ない事情により自費で受診された場合や、治療のためにコルセット(治療用器具)を購入された場合など、立替払いをされたとき**

保険診療を受けられた場合を基準に計算した額から、一部負担金相当額を差し引いた額が払い戻されます。

出産育児一時金

●妊娠85日以後に出産されたとき

1児につき42万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は、40万4千円)が支給されます。

●直接支払制度●

出産育児一時金の金額までの出産費用については、被保険者と分娩機関で契約を交わされることにより、船員保険部から分娩機関に直接支払いをする制度があります。これにより、出産時にまとまった費用を用意いただく必要がなくなります。

葬祭料(費)、葬祭料付加金

●加入者が亡くなったとき

被保険者の方が亡くなったときは、葬祭料と葬祭料付加金を合わせたものとして、標準報酬月額の2カ月分、被扶養者の方が亡くなったときは同1.4カ月分が支給されます。

亡くなった被保険者により生計を維持されていた方がいないときは、葬祭費として上記金額の範囲内で葬祭を行われた方に葬祭にかかった費用が支給されます。

傷病手当金

●**職務外の事由による病気やけがの療養のため、仕事を休まれ、給与が受けられないとき**

・1日につき、支給開始以前の継続した12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日の3分の2の金額が、1日目から3年までの範囲で支給されます。

休業手当金

●**職務上の事由による病気やけがの療養のため、仕事を休まれ、給与が受けられないとき**

次の期間について支給されます。

- ① 最初の3日間
- ② 4日目～4カ月目
- ③ 療養を開始した日から1年6カ月を経過した日以後(労災保険による最高限度額に該当する場合)

※②及び③については労災保険から休業(補償)給付を受けていることが要件となります。

※さらに、一定の要件を満たされたときは、船員保険から「休業特別支給金」も併せて支給されます。

障害年金・障害手当金、遺族年金・遺族一時金

●**職務上の事由による病気やけがにより労災保険の障害(補償)年金や遺族(補償)年金等を受けている方で、その額が一定の水準を下回るとき**

労災保険の上乗せ給付として、年金または一時金が支給されます。

※さらに、一定の要件を満たされたときは、船員保険から「障害特別支給金」又は「遺族特別支給金」や「経過的特別支給金」が併せて支給されます。

下船後の療養補償

●**乗船中に、職務外の事由による病気やけがをされたとき**

下船日(療養を受けられる状態になった日)から3カ月後に当たる日の前日の属する月の末日(下船後三月満了年月日)までの間は、医療機関(調剤薬局)に「船員保険療養補償証明書」を提出いただくことにより、保険診療分について自己負担なしで療養を受けることができます。

※療養補償証明書は、医療機関(調剤薬局)とともに、船員保険部へも提出が必要です。

(院外処方の場合は、医療機関、調剤薬局それぞれに提出が必要です。)

下船後三月満了年月日を経過した後は、窓口負担割合(1割～3割)をお支払いいただく必要があります。

■**次のような場合は「乗船中」ではないことから、下船後の療養補償の対象になりません。**

- ◎乗船前から医療機関で治療していた病気やケガを下船後に治療する場合
- ◎自宅などの船舶外で発生した病気やケガを治療する場合
- ◎健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合
- ◎歯科での治療(一年以上継続して乗船中に発症した場合を除く)を行う場合
- ◎職務上の病気やケガの治療を行う場合(労災保険の給付対象となりますので、管轄の労働基準監督署へご相談ください)
- ◎療養補償証明書を使用して「下船後三月満了年月日」を経過した場合

旅行代理店を活用した保養事業

船員保険の加入者の皆さまが旅行代理店(近畿日本ツーリスト、JTB、たびゲーターまたは日本旅行)の契約宿泊施設をご利用される場合、事前にお手続きいただくことで、1泊3,000円の宿泊補助が受けられます。

補助の対象となる方

船員保険に加入している方

補助額

お1人1泊につき、3,000円

利用回数

年度内(4月から翌年3月までの間)お1人につき4泊まで

詳しくは、ホームページをご覧くださいか、船員保険部までお問い合わせください。

QR

船員保険の健康診断

一般健診が無料で受診いただけます

船員保険では、加入者の皆様に健康な生活を送っていただくために毎年健診を実施しています。年に一度のご自身の健康を見直す機会として是非ご利用ください。

船員保険が健診費用を全部又は一部補助しているため、お得な費用で受診いただくことができます。

ご本人の健診(35～74歳の被保険者)

生活習慣病予防健診
(一般健診、巡回健診、総合健診)

ご家族の健診(40～74歳の被扶養者)

生活習慣病予防健診、又は 特定健康診査
※健診費用、検査項目については、受診券と一緒に配布されるパンフレットによりご確認ください。

特定保健指導について

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、保健師等からアドバイスを受けながら生活習慣を改善するためのサポートを受けることができますので、ご利用ください。

船員保険の健診事業は、一般財団法人船員保険会に業務委託して実施しています。
健診に関するお問い合わせは
船員保険情報センター
電話 03-6722-0448 まで

船員保険の疾病任意継続

退職により資格を喪失された場合であっても、一定の要件を満たすと、継続して船員保険に加入いただけます。

疾病任意継続被保険者となるための要件

- 退職日までに、船員保険の被保険者期間(疾病任意継続被保険者の期間を含まない)が継続して2カ月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に船員保険部へ申出書を提出(必着)すること

被保険者期間

疾病任意継続被保険者の加入期間は最長で2年間です。次の①から⑤いずれかに該当する場合を除き、任意に脱退できません。

- ① 疾病任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ② 就職等により、船員保険・健康保険又は共済組合の被保険者となったとき
- ③ 保険料を支払期限までに納付しなかったとき
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑤ 被保険者の方が亡くなったとき

保険料額

保険料は、退職時の標準報酬月額により決定され、全額本人負担となります。ただし、退職時の標準報酬月額が一定以上の方には、保険料の上限があります。

なお、保険料額は、保険料率の変更等の場合を除き、原則として2年間変わりません。

被保険者証についての留意点

●受診の際は、毎回必ず医療機関に被保険者証またはマイナンバーカード(健康保険証利用申請済みのもの)をご提示ください。

●職務上や通勤途上の病気、けがについては、船員保険はご使用いただけません。(労災保険が適用されます。)

●柔道整復師(整骨院・接骨院)による治療は、船員保険の対象となる場合とならない場合があります。(日常の疲労・肩こりの解消を目的とした利用などには、船員保険はご使用いただけません。)

●退職等により被保険者資格を喪失された場合は、被保険者証をお勤め先(※)にご返却ください。(被扶養者がいる場合は、被扶養者の方の被保険者証もご返却ください。)

●被扶養者の方が就職等の理由により被扶養者でなくなった場合は、速やかにお勤め先(※)にお申し出いただき、被保険者証をご返却ください。

※疾病任意継続被保険者の場合は、被保険者証を直接、船員保険部にご返却ください。

<ご注意ください>

退職された日の翌日以降(被扶養者の場合は被扶養者でなくなった日以降)、被保険者証は使用いただけません。使用された場合、後で**医療費を返還**していただくことになります。

メールマガジン登録者募集

加入者や船舶所有者の皆さまに船員保険制度の内容や制度改正等のお役立ち情報をメールマガジンでお送りしています。

- ★ご利用は無料(通信費は除く)です!
- ★お役立ち情報をいち早くお届けします!

- ・船員保険の最新情報
- ・保険給付申請のノウハウ
- ・健康づくりのお役立ち情報 など

QR

船員保険 メールマガ

検索

しおりの内容等に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会船員保険部
〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階
03-6862-3060(携帯電話・IP電話ご利用の方)
0570-300-800(固定電話ご利用の方は市内通話料金)